

千葉県 業務用設備等脱炭素化 促進事業補助金



中小企業等の脱炭素化に向けた設備導入費用等を助成します！

上限額
補助率

省エネ診断枠

1,000 万円
補助率1/2

簡易診断枠

500 万円
補助率1/4

対象者

以下の要件を満たす事業所を有する中小企業者等※1（みなし大企業は除く）

- 交付申請日までに「CO2CO2スマート宣言事業所登録制度」に申請していること
- 交付申請日までに**募集要領で指定する**「省エネルギー診断」を受診（省エネ診断枠）または「簡易自己診断」を実施（簡易診断枠）していること

対象事業

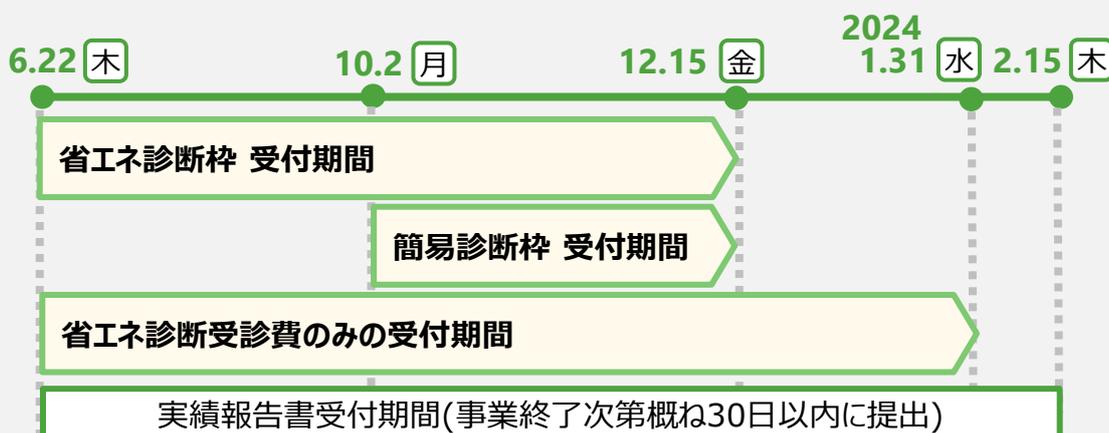
- 千葉県内の事業所において、「**省エネルギー診断**」を受診または「**簡易自己診断**」を実施した結果に基づき、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用等に資する設備を導入する事業であること

※省エネルギー診断受診費のみの申請も可能です。

- 本事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が**年間3トン以上**の事業であること
- 現に補助事業に着手していないこと

例)
LED照明40形
2灯式×50台

受付期間



予算がなくなり
次第受付終了
となります。

対象事業

対象事業	補助率上限	設備例
蓄電池の設置	省エネルギー診断受診の場合 補助対象経費の 1/2 簡易自己診断実施の場合 補助対象経費の 1/4	蓄電池（自社所有の再エネ供給設備で発電した電力を蓄電する設備に限る）
省エネルギーの促進		LED照明器具、高効率空調設備、遮熱・断熱工事
未利用エネルギーの利用促進		工場排熱等利用設備
メタン・代替フロン等の温室効果ガス削減対策		省エネ型自然冷媒機器
再生可能エネルギーの利用促進		太陽熱、風力、バイオマス、水力等再生可能エネルギー供給設備 ※太陽光発電設備を除く
その他	補助対象経費の 1/2	省エネルギー診断により提案のあったその他設備更新 省エネルギー診断受診

対象経費

設備費 設備費、必要不可欠な付属機器

工事費 労務費、設計費、材料費、消耗品費、雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費、現場管理費 等

省エネルギー診断受診費

※既存設備の撤去費や処分費等は対象外です。

⚠ 注意点 ⚠

- 事業所単位ではなく、事業者単位の申し込みです(申請は一度きりです。)
- EV(電気自動車)、太陽光発電設備等は対象外です。
- 省エネルギー診断の受診または簡易自己診断の実施が**必須**です。

★申請方法等の詳細は、必ず千葉県HP及び募集要領を確認の上お申し込みください。

※1 「中小企業者等」には一定の条件を満たす医療法人、組合、特定非営利活動法人などが含まれます。詳しくは交付要綱をご確認ください。

事業HP 

【問い合わせ先】 千葉県業務用設備等脱炭素化促進事業補助金 事務局

(株式会社ちばぎん総合研究所・エヌエス環境株式会社)

TEL 050-1750-3405

Mail chiba-hojo@ns-kankyo.co.jp



千葉県 脱炭素化 補助金

